

農地中間管理事業実施要領

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

第1 目的

本要領は、農地中間管理事業の実施に関する事業規程（以下「事業規程」という。）に基づき、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）が行う農地中間管理事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 農地中間管理事業実施の趣旨

機構が行う農地中間管理事業は、本県農業の担い手への農用地等の利用集積及び担い手の確保・育成等により、農用地等の利用の効率化及び高度化を促進しようとするものである。

第3 農地中間管理権を取得する農用地等

機構が農地中間管理権を取得する農用地等は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図（以下「目標地図」という。）に位置付けられた農業を担う者、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体又は特に機構が認めた者（別表）が、原則として1年以内に借り受けることが確実と見込まれる農用地等とする。

第4 借受希望者の登録手続等

(1) 応募の対象

借受希望者（借り受ける農用地等が決まっている者を除く。）の応募に応じることができるのは、目標地図に位置付けられた農業を担う者、認定農業者、特定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農法人、企業・農協等の団体等とする。このうち、農業を担う者、認定農業者及び認定新規就農者は予定者を含める。

(2) 応募方法

借受希望者は、「農用地等の借受希望申込書(様式-1)」に必要な事項を記載のうえ、機構、市町又は農業委員会に提出する。

(3) 市町の処理

市町は、市町及び農業委員会に提出された借受希望申込書を取りまとめて機構に提出するとともに、1部を複写して保管する。

(4) 借受希望の公表

機構は、借受希望申込書をリスト化して(様式-2)、ホームページで公表する。掲載期間は1年とし、取下げの申し出がなければ自動更新する。

(5) 応募の取下げ

借受希望者が応募を取り下げる場合には、「応募辞退届出書(様式-3)」に必要な事項を記載のうえ、機構、市町又は農業委員会に提出する。

(6) 農用地等の貸付希望者等との調整

市町は、農業委員会等の協力を得て、借受希望者が求める農用地等の所有者に貸付意向や貸付条件等の調査を行い、借受希望者と協議する。

第5 貸付希望者の登録手続等

(1) 申請方法

貸付希望者（農用地等の貸付先が決まっている者を除く。）は、「貸付希望農用地等の機構登録申請書（様式-4）」に必要な事項を記載して、市町又は農業委員会に提出する。

(2) 市町の処理

市町は、市町及び農業委員会に提出された貸付希望申請書を取りまとめ機構に提出するとともに、1部を複写して保管する。

(3) 貸付希望の公表

機構は、貸付希望申請書をリスト化してホームページで公表する。掲載期間は1年とし、取下げの申し出がなければ自動更新する。

(4) 登録の取下げ

貸付希望者が登録を取り下げる場合には、「貸付希望農用地等の機構登録の取下げ届出書（様式-5）」に必要な事項を記載のうえ、市町又は農業委員会を通じて機構に提出する。

第6 農業委員会による遊休農地等の利用意向調査

(1) 調査結果の報告

農業委員会は、農地法第32条又は第33条に基づいて遊休農地等の利用意向調査を行い、所有者から農地中間管理事業を利用する意思が表明されたときには、その結果を機構に通知する。

なお、このとき農業委員会は、借り手と貸し手の双方が合意している場合又は借り手が1年以内に借り受けることが確実と見込まれる場合に該当する遊休農地等については、「農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について（様式-6）」を添付する。

(2) 農地中間管理権の取得の申入れ

機構は、農地中間管理事業を利用する意思が表明された遊休農地等のうち、意見書が添付された遊休農地等については、農地中間管理権を取得するため当該遊休農地等の所有者に協議を申し入れる。

(3) 農地中間管理権を取得しない遊休農地等

機構は、前項（2）を除く遊休農地等については、農地中間管理権を取得しない旨を農業委員会及び当該遊休農地等の所有者に通知する。

(4) 利用意向の表明がない遊休農地等の情報

機構は、農業委員会から遊休農地等の利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思が表明された遊休農地以外について情報の提供を受けた場合は、農地中間管理権の取得の可否を農業委員会へ報告する。

第7 農地中間管理事業の実施

(1) 農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出

市町又は農用地の利用の促進を行う者で市町が指定する者（以下「市町等」という。）は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）等に即して、出し手又は受け手の農業者等から農用地等の貸借、農業経営の受委託又は農作業の受委託の申し出があり、農地中間管理事業を実施する場合には、「農地中間管理事業の実施に係る意見書の提出について（様式-6）」を作成し、市

町を通じて機構に提出する。

(2) 農用地利用集積等促進計画案の作成依頼

機構は、市町等から提出された意見書の内容等を確認し、農地中間管理事業の実施が適当と判断される場合には、「農用地利用集積等促進計画案の作成について(様式-7)」により、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の案の作成を、市町を通じて市町等に依頼する。

(3) 農地中間管理事業の実施中止

- ① 市町等は、農地中間管理事業の実施を取り下げる場合には、「農地中間管理事業の実施中止について(依頼)(様式-8)」により、速やかに市町を通じて機構に申し出る。
- ② 機構は、中止事由等を確認のうえ、農地中間管理事業の実施中止を決定し、「農地中間管理事業の実施中止について(通知)(様式-9)」により、市町を通じて市町等に通知する。

第8 農地中間管理権の取得

(1) 農地中間管理権の取得の手続き及び決定

- ① 市町等は、第7の(2)の機構からの依頼に基づき、農業委員会の意見を聴取したうえで、「農用地利用集積等促進計画(様式-10)」の案を作成し、「農用地利用集積等促進計画案の提出について(様式-11)」により、市町を通じて機構に提出する。
- ② 機構は、市町等から提出された促進計画の案の記載内容等を確認し、促進計画の案に基づき促進計画を策定する場合、当該農用地等が地域計画の区域外の農用地等であるときは、当該農用地等の概要を機構のホームページに一定期間掲載し、利害関係人の意見を募集する。この場合、市町職員が機構職員を兼務する市町に係る促進計画について、優先して利害関係人の意見を募集する。
- ③ 機構は、②により利害関係人から意見を募集した結果を踏まえ、促進計画を策定し、利害関係人の意見を添えて市町に認可を申請し、認可を受けたときは、「農用地利用集積等促進計画の認可について(通知)(様式-12)」により、当該農用地等の所有者へ通知する。

(2) 農地中間管理権の解除

機構は、農地中間管理権を保有する農用地等が、次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて当該農用地等の農地中間管理権を解除し、市町に通知する。

- ① 農地中間管理権を取得したのち、1年を経過しても当該農用地等を貸し付ける見込みがないとき
- ② 災害その他の事由により、農用地等としての利用を継続することが困難となったとき
- ③ 農用地等の所有者の事情により、機構による農地中間管理権の保有が困難となったとき

(3) 農地中間管理権を保有した農用地等の保全管理

機構が農地中間管理権を取得した農用地等の保全管理は、市町が推薦する農作業受託者に委託する。ただし、当該農用地等を保全管理する者が見つからない場合には、所有者と協議のうえ、当該所有者に保全管理を求める。

(4) 農地中間管理権を保有した農用地等の農作業受委託

機構は、農地中間管理権を取得後、促進計画により借受希望者に貸し付けるまで、借

受希望者が希望すれば、農作業受委託契約を結ぶことができる。

第9 農用地等の貸付け

(1) 農用地等の貸付けの手続き及び決定

農用地等の貸付けの手続き及び決定については、「第8の(1)農地中間管理権の取得の手続き及び決定」に準じるものとする。

(2) 賃貸借又は使用貸借による権利の移転

① 機構により設定された賃貸借又は使用貸借による権利の移転を受けようとする借受希望者は、権利の移転をしようとする者の同意を得たうえで、「農用地の賃借権又は使用貸借による権利の移転申出書(兼同意書)(様式-13)」を作成し、市町に申し出る。

② 申し出を受けた市町は、農業委員会の意見を聴取したうえで、移転に係る「農用地利用集積等促進計画(様式-10)」の案を作成し、「農用地利用集積等促進計画案の提出について(様式-11)」により、機構に提出する。

③ 市町から提出を受けた機構は、第8の(1)の②に規定する方法により、利害関係人の意見を募集したうえで、移転に係る促進計画を策定し、市町の認可を得たのち、「農用地利用集積等促進計画の認可について(通知)(様式-12)」により、①により申し出た者へ通知する。この場合、市町職員が機構職員を兼務する市町に係る促進計画について、優先して利害関係人の意見を募集する。

(3) 賃貸借又は使用貸借の解除

機構は、機構から農用地等を借り受けた者が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、当該農用地等の賃貸借又は使用貸借にかかる契約を解除し、借受者及び農用地等が所在する市町に通知する。

① 借受者が、当該農用地を適正に利用していないと認められる場合

② 借受者が、正当な理由がなく機構が求める当該農用地等の利用状況報告に応じなかった場合

③ 機構が、農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けた場合

④ 借受者が、関係法令に違反するなど機構が貸し付けることが適当でないと認められる場合

第10 農業経営の受委託

(1) 農業経営の受委託の手続き及び決定

農業経営の受委託の手続き及び決定については、「第8の(1)農地中間管理権の取得の手続き及び決定」に準じるものとする。

(2) 農業経営の受委託に係る損益の算定

① 農業経営の受委託に係る損益については、農業経営に係る販売金額(共済金等を含む。)から農業経営に係る受託経費(受託報酬を含む。)を差引くことにより算定することを原則とする。なお、具体的な損益の算定については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定する。

② 受託者は、委託を受けた農業経営に係る販売金額(共済金等を含む。)及び受託経費(受託報酬を含む。)の内訳を、栽培した作物等ごとに整理するものとする。

③ 受託者は、毎年、委託を受けた農業経営が終了したときには、農業経営の受委託に

係る損益の算定結果を「農業経営の受委託に係る損益の算定結果の報告について（様式-14）」により、速やかに市町を通じて機構に報告するものとする。

- ④ 機構は、報告のあった農業経営に係る損益の算定結果の内容等を確認し、確認結果を「農業経営の受委託に係る損益の算定結果の通知について（様式-15）」により、当該市町、委託者及び受託者に通知する。
- (3) 農業経営の受委託に係る損益の支払い
- 農業経営の受委託に係る損益の支払いについては、(2)の算定結果に基づき、機構を通じて、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

第11 農作業の受委託

- (1) 農作業の受委託の手続き及び決定
農作業の受委託の手続き及び決定については、「第8の(1)農地中間管理権の取得の手続き及び決定」に準じるものとする。
- (2) 委託を受けた農作業の実施方法
 - ① 受託者は、委託を受けた農作業を実施する場合には、事前に委託者にその旨を通知するとともに、委託を受けた農作業の経過及び結果を作業内容ごとに記録するものとする。
 - ② 受託者は、委託を受けた農作業が終了したときには、その経過及び結果を「委託を受けた農作業の経過及び結果の報告について（様式-16）」により、速やかに委託者に直接報告するとともに、市町を通じて機構に報告するものとする。
 - ③ 促進計画に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ、決定することを原則とし、受託者は、協議結果を「農作業の受委託に係る協議結果の報告について（様式-17）」により、市町を通じて機構に報告するものとする。
- (3) 農作業の受委託に係る委託料の支払い
 - ① 農作業の受委託に係る委託料の支払いについては、委託者及び受託者が協議のうえ、機構を経由しないで直接行うものとする。
 - ② (2)の②により報告を受けた委託者は、委託した農作業の実施状況等を確認し、適正に実施されていると認める場合には、速やかにその旨を受託者に通知し、農作業の委託に係る委託料を支払うものとする。
 - ③ ②により委託料を支払った委託者は、委託料の支払い状況を「農作業の受委託に係る委託料の支払い状況の報告について（様式-18）」により、市町を通じて機構に報告するものとする。

第12 農業委員会の要請

農業委員会は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、機構に対して促進計画を定めることを要請する場合には、要請内容について市町等と情報共有や調整等を図ったうえで、「農用地利用集積等促進計画策定の要請について（様式-19）」に促進計画（様式-10）の案を添付し、機構に提出する。

第13 賃料等の物納

- (1) 促進計画に係る賃料等の物納については、賃料等の支払実績や支払いに関わる地域慣行等のやむを得ない事情がある場合に限り、機構が収受する賃料等を出し手に債権譲渡

し、出し手と受け手が相対で支払う方法により対応するものとする。

(2) 物納による賃料等譲渡合意書の締結

- ① 出し手は、賃料等を物納とする場合には、受け手の合意のもと、「物納による賃料等譲渡合意書（様式-20）」（以下「合意書」という。）に必要な事項を記入し、市町に2部提出する。
- ② 市町は、提出された合意書の内容を確認し、農地中間管理事業の実施に係る意見書に添付して機構に2部提出する。
- ③ 機構は、提出された合意書の内容を確認のうえ合意書を2部作成し、1部を出し手に送付するとともに、その写しを受け手及び市町に通知する。（様式-21、様式-22）

(3) 物納による賃料等譲渡承諾書の提出

- ① 受け手は、賃料等の物納に同意する場合には、「物納による賃料等譲渡承諾書（様式-23）」（以下「承諾書」という。）に必要な事項を記入し、市町に提出する。
- ② 市町は、提出された承諾書の内容を確認し、農地中間管理事業の実施に係る意見書に添付して機構に提出する。

(4) 物納の支払

- ① 賃料等の物納については、促進計画に基づき受け手から出し手に直接支払うものとする。なお、支払いに係る軽微な変更や促進計画に記載されていない必要事項等については、出し手及び受け手が協議し決定する。
- ② 機構は、機構が債権譲渡した物納による賃料等について、支払い及び収受に関する一切の責任を負わない。

第14 農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

機構は、農地中間管理権の設定期間が10年以上あり、かつ次の事項のすべてに該当するときは、機構が農地中間管理権を有する農用地等について軽微な利用条件の改善を行うことができる。

なお、利用条件改善業務の実施に当たっては、できる限り国又は地方公共団体等の事業を活用する。

- ① 当該農用地等の借受希望者が確保され、かつその借受希望者が農用地等の利用条件の改善を希望していること。
- ② 当該農用地等の所有者の合意が得られていること。
- ③ 当該農用地等の周辺農家等との調整ができていること。
- ④ 機構が農地中間管理権を解除する場合に、農用地等の所有者が条件整備した農用地等の現状復帰を求めないこと。

第15 地域相談員の設置

機構は、必要に応じて市町において、次の業務を行う地域相談員を委嘱する。

- ① 1年以内に借り受けられることが確実と見込まれる農用地等について状況を調査し、機構が農地中間管理権を取得する際に助言すること。
- ② 機構が農地中間管理権を取得した農用地等について、必要に応じ、保全管理を委託できる者を市町に推薦すること。
- ③ その他、市町が事業を推進するうえで必要と認めた業務

第16 業務の委託

- (1) 機構は、市町が地域計画の策定や農業委員会と連携して農用地等の集積・集約化に重要な役割を果たしていることから、農地中間管理事業に係る次の業務を原則として市町に委託する。
 - ① 借受農用地等の事前調査（出し手の掘り起こし、土地条件、位置・権利関係の確認等）
 - ② 事業の実施に係る出し手及び受け手との交渉業務
 - ③ 促進計画の作成支援業務
 - ④ 促進計画案の作成業務
 - ⑤ 促進計画の設定・変更・解除に関する業務
 - ⑥ 事業の実施に係る必要な書類の収集と確認業務
 - ⑦ 事業の実施後における農用地等の利用に関する状況の把握及び農用地等の適正利用に関する確認業務
 - ⑧ 利用条件改善意向調査業務
 - ⑨ 土地所有者及び貸付先に対する機構関連事業が行われることがあることの説明
 - ⑩ 相談窓口・広報業務
 - ⑪ 機構との連絡調整業務
 - ⑫ 関係機関、団体等との連絡調整業務
- (2) 市町は、委託業務を行うに当たっては、農業委員会と連携して推進するものとする。
- (3) 市町は、必要に応じて（1）に定める業務の一部を農業委員会に委任することができる。
- (4) 機構は、市町が委託業務を適切に遂行できると認めた組織又は団体であって、市町・農業委員会の職員が当該組織又は団体の構成員に含まれる場合には、市町に代えて当該組織又は団体に、（1）に定める業務の一部を委託することができる。
- (5) 機構は、必要に応じて愛媛県土地改良事業団体連合会、土地改良区又は農業協同組合等に、農用地等の利用条件改善業務及び（1）に定める業務の一部を委託することができる。

第17 円滑な推進体制の整備

- (1) 機構は、その事務所に農地中間管理事業に関する相談及び苦情に対応する窓口を設置するとともに、ホームページにより農地中間管理事業を周知する。
- (2) 機構は、農地中間管理事業の推進に当たり、次に掲げる事項を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努める。
 - ① 市町の各区域における地域計画の推進の状況
 - ② 当該区域における経営体の状況
 - ③ 当該区域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の状況
 - ④ 当該区域内の遊休農地等の現状及び今後の見通し等
- (3) 機構は、農地中間管理事業の推進に当たり、地域計画の推進等に関する情報を市町と共有する等、市町及び農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と密接に連携し、地域計画を核として一体的に業務を運営する。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、農地中間管理事業に関して必要な事項は、理事長が定め

る。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 改正前の農地中間管理事業実施要領第 7 に規定する農用地利用集積計画による農地中間管理権の取得及び同実施要領第10に規定する農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等（集積計画一括方式）については、令和 5年 4月 1日から起算して 2年を経過する日（その日までに農業経営基盤強化促進法第19条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。）までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。

【別表】 「特に機構が認めた者」 （第 3 関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 分散錯圃を解消するため、担い手と利用権の交換を行う者2 地域の話合いによって、農地を集積・集約するために利用権の設定が必要な者3 農地基盤整備事業を円滑に行うために利用権の設定が必要な者 |
|---|